

教職員の懲戒処分について

令和3年6月14日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
廿日市市立 中学校 教諭 (60歳)	戒告	<p>校長として勤務していた令和元年度及び令和2年度、当時の所属校において、地方公務員法に定められた人事評価制度を適正に実施する職務上の義務があったにもかかわらず、所属職員に行うべき面談を、不適切であることを認識していながら、令和元年度最終面談から令和2年度最終面談まで4度にわたり実施しなかった。</p> <p>このことは、法令及び上司の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条の規定に違反する。</p>

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 迫 浩司

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp